

国の重点支援地方交付金活用事業

令和7年度

蔵王町生活応援商品券



1人あたり

1枚1,000円の商品券を15枚

A券5枚・B券10枚 15,000円1セット

令和7年12月1日現在、蔵王町の住民基本台帳に登録されている町民の方に配布します。

ご利用できる店舗

裏面の商品券取扱い参加店で、物品の購入や各種サービスの提供などに広くご利用できます。

※商品券の交換・譲渡・売買(転売)は禁止されています。
※この商品券は現金、金券類、ギフトカード、公共料金等の収納代行サービスには、ご利用できません。



宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地
TEL (0224) 33-2215

この商品券は
取扱い参加店以外では
使用できません。

※裏面の取扱い
参加店一覧を
ご確認ください

ご注意

- この商品券は令和8年6月30日までご利用いただけます。使用期間を過ぎた場合は、無効となります。
- この商品券は、蔵王町内の「令和7年度 蔵王町生活応援商品券取扱い参加店」のみ使用できます。
- この商品券の利用できないもの。
 - ・土地及び家屋の購入代金
 - ・たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
 - ・商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
 - ・国や地方公共団体への支払い
- この商品券は、おつりが出ません。
- この商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者はその責を負いません。
- この商品券に、発行者印、番号の無いものは無効です。
- 商品券で購入した商品等については現金及び当該クーポン券による返金はできません。
- その他、この商品券は蔵王町生活応援商品券配布事業実施要綱の定めにより実施します。



この店頭が
ポスターが
目印です



発行元
お問い合わせ先

蔵王町
蔵王町商工会

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10
宮城県刈田郡蔵王町大字円田字駅内62-1

TEL 0224-33-2215
TEL 0224-33-2138